

Ⅷ 参 考 資 料

1 市税の税率等の変遷(昭和29年度～)

年度 税目		昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度
市民税 (個人)	均等割	400円	————— (新市内 200円)	————— —————	400円	—————
	所得割	5万円以下 3.1% 5万円超 3.8% 8万円超 4.5% 10万円超 5.2% 12万円超 5.9% 15万円超 6.6% 20万円超 7.3% 30万円超 7.5%	————— 合併に伴う 経過措置有	—————	3万円以下 2.31% 3万円超 3.15% 8万円超 3.88% 15万円超 4.72% 30万円超 5.46% 50万円超 6.30% 80万円超 7.03% 120万円超 7.87% 200万円超 8.61% 300万円超 9.45% (7.5%が上限)	—————
市民税 (法人)	均等割	1,800円	————— (新市内1,200円)	————— —————	3,000円	—————
	税割	7.5%	—————	8.1%	9.7%	—————
固定資産税		1.6% 免 土地1万円 税 家屋1万円 点 償却資産 5万円	1.5% —————	免 土地1万円 税 家屋1万円 点 償却資産 10万円	—————	—————
自転車荷車税		① 自転車 ・原動機付自転車 500円 ・競争用車 300円 ・一般用、婦人車 200円 ② 荷車 ・1等(荷積牛馬車 荷台尺積18平方 尺以上) 750円 (同未満) 600円 ・2等(荷積牛馬車 荷台尺積14平方 尺以上) 450円 (同未満) 300円 ・3等(リヤカー等荷台 尺積12平方尺以上) 450円 (同未満) 300円	① 自転車 0.05ℓ以下500円 0.09ℓ以下800円 0.09ℓ超1,000円 ② 荷車 ・荷車牛馬車 800円 ・荷積車(荷台尺積 14平方尺以上) 400円 (同未満)200円 ・リヤカー(荷台尺積 12平方尺以上) 400円 (同未満)200円	—————	—————	☆自転車荷車税廃 止、軽自動車税に 税目変更) ①原動機付自転車 0.05ℓ以下500円 0.09ℓ以下800円 0.09ℓ超1,000円 ②軽自動車 1,500円 ③二輪の小型自動車 2,500円
市たばこ消費税		小売定価の115分の10	—————	小売定価の9%	—————	小売定価の11%
電気ガス税		料金の10%	—————	—————	—————	—————
鉱産税		鉱物価格の1%	—————	—————	—————	—————
木材引取税		素材の価格の5%	—————	—————	—————	33.7.1～ 3%
入湯税		1人1日 20円	—————	—————	(目的税化)	—————
犬税		1頭年額 300円	—————	—————	—————	—————

年度 税目		昭和34年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
市民税 (個人)	均等割	→				→
	所得割			→	3万円以下 2.31% 5万円以下 2.00% 3万円超 3.15% 5万円超 3.15% 8万円超 3.88% 8万円超 3.88% 15万円超 4.72% 15万円超 4.72% 30万円超 5.46% 30万円超 5.46% 50万円超 6.30% 50万円超 6.30% 80万円超 7.03% 80万円超 7.03% 120万円超 7.87% 120万円超 7.87% 200万円超 8.61% 200万円超 8.61% 300万円超 9.45% 300万円超 9.45% 600万円超 10.50% 1千万円超 11.55%	
市民税 (法人)	均等割	→				→
	税割	→				→
固定資産税	新築住宅に係る税 額の減額措置の法 定化 免 土地2万4千円 税 家屋3万円 点 償却資産 15万円	→	国際観光ホテル整備法 第3条の登録を受け た家屋 1.2% 免 土地8万円 税 家屋5万円 点 償却資産 30万円	→		→
軽自動車税		→		①原動機付自転車 0.05ℓ以下500円 0.09ℓ以下800円 0.09ℓ超1,000円 ②軽自動車 ・2輪 1,500円 ・3輪 2,000円 ・4輪 乗用 3,000円 貨物 2,500円 ③二輪の小型自動車 2,500円		→
市たばこ消費税		→		→	12%	13.4%
電気ガス税		→		→	37.5.1～9%	8%
鉱産税		→		→	200万円以下0.7%	→
木材引取税	96円/㎡～118円㎡					
入湯税						→
犬税	(廃止)					

年度 税目		昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度
市民税 (個人)	均等割	→				→
	所得割	8万円以下 2.00% 8万円超 3.15% 10万円超 3.50% 15万円超 4.50% 30万円超 5.46% 50万円超 6.30% 80万円超 7.03% 120万円超 7.87% 200万円超 8.61% 300万円超 9.45% 600万円超 10.50% 1千万円超 11.55%	15万円以下 3.00% 15万円超 4.50% 40万円超 6.00% 70万円超 7.50% 100万円超 9.00% 150万円超 10.50% 250万円超 12.00% 400万円超 13.50% 600万円超 15.00% 1千万円超 16.50%	→	→	15万円以下 2.80% 15万円超 4.20% 40万円超 5.60% 70万円超 7.00% 100万円超 8.40% 150万円超 9.80% 250万円超 11.20% 400万円超 12.60% 600万円超 14.00% 1千万円超 15.40% 2千万円超 16.80% 3千万円超 18.20% 5千万円超 19.60%
市民税 (法人)	均等割	→		→	資本金1千万円超 6,000円 上記以外 3,600円	→
	税割	→	10.1%	10.7%	→	→
固定資産税		新築住宅に係る税 額の減額措置の法 定化 免 土地2万4千円 税 家屋3万円 点 償却資産 15万円	} →	国際観光ホテル整備法 第3条の登録を受け た家屋 1.2% 免 土地8万円 税 家屋5万円 点 償却資産 30万円	} →	→
軽自動車税		→ ②軽自動車 ・4輪 乗用 4,500円				→
市たばこ消費税		15%	→	→	42.3.1~18.1%	(本数の1.013倍)
電気ガス税		料金の7%	→			→
鉱産税		→				→
木材引取税		→				→
入湯税		→	→	1人1日40円	→	→

年度 税目		昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度
市民税 (個人)	均等割					→
	所得割	15万円以下 2.70% 15万円超 4.05% 40万円超 5.40% 70万円超 6.75% 100万円超 8.10% 150万円超 9.45% 250万円超 10.80% 400万円超 12.15% 600万円超 13.50% 1千万円超 14.85% 2千万円超 16.20% 3千万円超 17.55% 5千万円超 18.90%	15万円以下 2.50% 15万円超 3.75% 40万円超 5.00% 70万円超 6.25% 100万円超 7.50% 150万円超 8.75% 250万円超 10.00% 400万円超 11.25% 600万円超 12.50% 1千万円超 13.75% 2千万円超 15.00% 3千万円超 16.25% 5千万円超 17.50%	15万円以下 2.00% 15万円超 3.00% 40万円超 4.00% 70万円超 5.00% 100万円超 6.00% 150万円超 7.00% 250万円超 8.00% 400万円超 9.00% 600万円超 10.00% 1千万円超 11.00% 2千万円超 12.00% 3千万円超 13.00% 5千万円超 14.00%	→	30万円以下 2.00% 30万円超 3.00% 50万円超 4.00% 80万円超 5.00% 110万円超 6.00% 150万円超 7.00% 250万円超 8.00% 400万円超 9.00% 600万円超 10.00% 1千万円超 11.00% 2千万円超 12.00% 3千万円超 13.00% 5千万円超 14.00%
市民税 (法人)	均等割					→
	税割					→
固定資産税					市街化区域農地の 宅地並評価導入。た だし、課税標準額は 昭和50年度まで、 昭和38年度価格に 据置。	・住宅用地に対する 課税標準の特例措 置(2分の1)制定 免 土地15万円 税 家屋 8万円 点 償却資産 100万円
軽自動車税		①原動機付自転車 0.05ℓ以下500円 0.09ℓ以下800円 0.09ℓ超1,000円 ②軽自動車 ・2輪 1,500円 ・3輪 2,000円 ・4輪 乗用 4,500円 貨物 2,500円 ・雪上車 1,500円 ③二輪の小型自動車 2,500円				→
市たばこ消費税		18.1%				→
電気ガス税					→	48.10.1～6%
鉱産税						→
木材引取税						→
特別土地保有税						48.7.1～ 取得 3%
入湯税			→	1人1日40円		→

年度 税目		昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
市民税 (個人)	均等割	—————→	—————→	1,200円	—————→	—————→
	所得割	—————→	—————→	—————→	—————→	—————→
市民税 (法人)	均等割	—————→	—————→	・資本1億超従業者100超 36,000円 ・資本1億超上記以外 資本1千万円超 18,000円 ・上記以外 9,600円	・資本1億超従業者100超 120,000円 ・資本1億超上記以外 資本1千万円超 36,000円 ・上記以外 10,800円	・資本50億超従業者100超 960,000円 ・資本10億超従業者100超 540,000円 ・資本10億超従業者100以下 資本1億超従業者100超 120,000円 ・資本1億超従業者100以下 資本1千万円超 36,000円 ・上記以外10,800円
	税割	12.5%	—————→	—————→	—————→	—————→
固定資産税		・小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡以下)に対する課税標準の特例措置(4分の1)追加	—————→	・市街化区域農地の課税標準額の昭和38年度価格据置解除	—————→	—————→
軽自動車税		—————→	—————→	① 原動機付自転車 0.05ℓ以下 650円 0.09ℓ以下1,000円 0.09ℓ超 1,300円 ② 軽自動車 ・2輪 2,000円 ・3輪 2,600円 ・4輪乗用 営業用 5,200円 自家用 5,900円 ・4輪貨物 営業用 2,900円 自家用 3,300円 ・雪上車 2,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円 ③ 二輪の小型自動車 3,300円	—————→	—————→
市たばこ消費税		—————→	—————→	—————→	—————→	—————→
電気税		料金の6% 50.1～5%	—————→	—————→	—————→	—————→
ガス税		料金の5% 50.1～4%	料金の4% 50.6～3%	料金の3% 52.1～2%	—————→	—————→
鉱産税		—————→	—————→	—————→	—————→	—————→
木材引取税		—————→	—————→	素材の価格の2%	—————→	—————→
特別土地保有税		保有 1.4%	—————→	—————→	—————→	—————→
入湯税		—————→	50.5.1～ 100円	—————→	53.1.1～ 150円	—————→

年度 税目		昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
市民税 (個人)	均等割	→	1,500円			→
	所得割	→	30万円以下 2% 30万円超 3% 45万円超 4% 70万円超 5% 100万円超 6% 130万円超 7% 230万円超 8% 370万円超 9% 570万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 2,900万円超 13% 4,900万円超 14%			→ ・資本50億超従業者50超 1,200,000円 ・資本10億超従業者50超 700,000円 ・資本10億超従業者50以下 資本1億超従業者50超 160,000円 ・資本1億超従業者50以下 資本1千万円超従業者50超 60,000円 ・資本1千万円超従業者50以下 資本1千万円以下従業者50超 48,000円 ・上記以外16,000円
市民税 (法人)	均等割				→	
	税割	→	→	56.8～12.7%	→	→
固定資産税		→				→
軽自動車税		①原動機付自転車 0.05ℓ以下 700円 0.09ℓ以下1,100円 0.09ℓ超 1,450円 ②軽自動車 ・2輪 2,200円 ・3輪 2,850円 ・4輪乗用 営業用 5,200円 自家用 6,500円 ・4輪貨物 営業用 2,900円 自家用 3,650円 ・雪上車 2,200円 ・小型特殊自動車 農耕作業用1,450円 その他 4,300円 ③二輪の小型自 動車 3,650円		☆月割課税廃止		→ (電気を動力源とするものに対する特例措置)
市たばこ消費税		→	5月から3月までは1.04倍	18.1%	→	政令による特例
電気税		→				→
ガス税		→				→
鉱産税		→				→
木材引取税		→				→
特別土地保有税		→				→
入湯税		→				→

年度 税目		昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
市民税 (個人)	均等割	→	2,000円	→	→	→
	所得割	→	20万円以下 2.5% 20万円超 3% 45万円超 4% 70万円超 5% 95万円超 6% 120万円超 7% 220万円超 8% 370万円超 9% 570万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 2,900万円超 13% 4,900万円超 14%	→	→	60万円以下 3% 60万円超 5% 130万円超 7% 260万円超 8% 460万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12%
市民税 (法人)	均等割	資本50億超従業者50超 3,000,000円 資本10億超従業者50超 1,750,000円 資本10億超従業者50以下 資本1億超従業者50超 400,000円 資本1億超従業者50以下 資本1千万円超従業者50超 150,000円 資本1千万円超従業者50以下 資本1千万円以下従業者50超 120,000円 上記以外40,000円	→	→	→	→
	税割	→	→	→	→	→
		→	→	→	→	→
固定資産税		→	→	→	→	→
軽自動車税		① 原動機付自転車 0.05ℓ以下1,000円 0.09ℓ以下1,200円 0.09ℓ超 1,600円 ② 軽自動車 ・2輪 2,400円 ・3輪 3,100円 ・4輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 ・4輪貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ・雪上車 2,400円 ・小型特殊自動車 農耕作業用1,600円 その他 4,700円 ③ 二輪の小型自動車 4,000円	ミニカーの新設 2,500円	→	→	→
市たばこ消費税		→	従価制 14.3% 従量制350本/千本	61.5月～62.3月に限り 従量制640本/千本	→	→
電気税		→	→	→	→	→
ガス税		→	→	→	→	→
鉱産税		→	→	→	→	→
木材引取税		→	→	→	→	→
特別土地保有税		→	→	→	→	→
入湯税		→	→	→	→	→

年度 税目		平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
市民税 (個人)	均等割					→
	所得割	120万円以下 3% 120万円超 8% 500万円超 11%	→	160万円以下 3% 160万円超 8% 550万円超 11%		→
市民税 (法人)	均等割					→
	税割					→
固定資産税				免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産 150万円		→
軽自動車税						→
市たばこ税		市たばこ税に変更 旧3級品 948円/千本 上記以外品1,997円/千本	→			→
電気税		(廃止)	—	—	—	—
ガス税		(廃止)	—	—	—	—
鉱産税						→
木材引取税		(廃止)	—	—	—	—
特別土地保有税			→	遊休土地に対して課する 特別土地保有税の創設		→
入湯税						→

年度 税目		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
市民税 (個人)	均等割			2,500円		
	所得割	20%・県民税と合算で20万円限度の特別減税	15%・県民税と合算で2万円限度の特別減税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 11%	15%・県民税と合算で2万円限度の特別減税	(特別減税の廃止) 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 12%	本人 17,000円 扶養親族等8,500円の特別減税
市民税 (法人)	均等割	資本金 従業員数 50億超 50人超 (1号法人) 3,000,000円 10億超50億以下 50人超 (2号法人) 1,750,000円 10億超 50人以下 (3号法人) 410,000円 1億超10億以下 50人超 (4号法人) 400,000円 1億超10億以下 50人以下 (5号法人) 160,000円 1千万超1億以下 50人超 (6号法人) 150,000円 1千万超1億以下 50人以下 (7号法人) 130,000円 1千万円以下 50人超 (8号法人) 120,000円 上記以外 (9号法人) 50,000円				
	税割					
固定資産税		・土地の「7割評価」導入 ・住宅用地の課税標準の特 例措置の拡充 一般住宅用地 (3分の1) 小規模住宅用地 (6分の1)			・商業地等(住宅用地以外の宅地及び市街化区域農地以外の宅地比準土地をいう、以下同じ)の課税標準額の限度額が評価額の80%となる	・土地の価格据置年度における下落修正措置制度(ミニ評価)導入
軽自動車税			(電気を動力源とするものに対する税率の特例措置の廃止)			
市たばこ税					旧3級品1,155円/千本 上記以外品2,434円/千本	
鉱産税						
特別土地保有税						
入湯税						

年度 税目		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
市民税 (個人)	均等割					→
	所得割	15%・県民税と合算 で4万円限度の定率 税額控除 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%				→
市民税 (法人)	均等割					→
	税割					→
固定資産税			・「農業用施設の用に 供する宅地等の評価 」基準追加 ・商業地等の課税標 準額の限度額が評価 額の75%となる		・商業地等の課税標 準額の限度額が評価 額の70%となる	・市街化区域農地の 課税標準額の限度額 が評価額の3分の1と なる
軽自動車税						→
市たばこ税		11.5月～ 旧3級品1,266円/千本 上記以外品2,668円/千本			→	15.7月～ 旧3級品1,412円/千本 上記以外品2,977円/千本
鉱産税						→
特別土地保有税					→	新規課税の停止
入湯税						→

年度 税目		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民税 (個人)	均等割	3,000円	生計同一妻の均等割非課税措置の段階的廃止 1,500円			
	所得割			7.5%・県民税と合算で2万円限度の定率税額控除	一律 税率6% 定率税額控除の廃止	
市民税 (法人)	均等割					20.4.1以後開始する事業年度より 資本金 従業者数 50億超 50人超 (9号法人) 3,000,000円 10億超50億以下 50人超 (8号法人) 1,750,000円 10億超 50人以下 (7号法人) 410,000円 1億超10億以下 50人超 (6号法人) 400,000円 1億超10億以下 50人以下 (5号法人) 160,000円 1千万超1億円以下 50人超 (4号法人) 150,000円 1千万超1億円以下 50人以下 (3号法人) 130,000円 1千万円以下 50人超 (2号法人) 120,000円 上記以外 (1号法人) 50,000円
	税割	北会津村編入に伴う同区域内の法人に対する不均一課税 12.3%	河東町編入に伴う同区域内の法人に対する不均一課税 12.3%			
固定資産税		北会津村編入に伴う同区域内の固定資産に対する不均一課税 1.4%	河東町編入に伴う同区域内の固定資産に対する不均一課税 1.4%	・土地に係る負担調整措置の改正		
軽自動車税						
市たばこ税				18.7月～旧3級品1,564円/千本 上記以外品3,298円/千本		
鉱産税						
特別土地保有税						
入湯税						

年度 税目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市民税 (個人)	均等割					→
	所得割					→
市民税 (法人)	均等割					→
	税割	北会津村編入に伴う同区域内の法人に対する不均一課税措置の解除(11月1日～12.7%へ)	河東町編入に伴う同区域内の法人に対する不均一課税措置の解除(11月1日～12.7%へ)			→
固定資産税			北会津村編入に伴う同区域内の固定資産に対する不均一課税措置の解除 1.5%へ	河東町編入に伴う同区域内の固定資産に対する不均一課税措置の解除 1.5%へ	住宅用地に関する措置特例の廃止(負担水準90%以上の住宅用地については、平成26年度に廃止)	→
軽自動車税						→
市たばこ税		→	22.10月～ 旧3級品2,190円/千本 上記以外品4,618円/千本	→	→	25.4月～ 旧3級品2,495円/千本 上記以外品5,262円/千本
鉱産税						→
特別土地保有税						→
入湯税						→

年度 税目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
市民税 (個人)	均等割	東日本大震災を踏まえた防災対策費用確保のための復興特別税(500円)の加算 3,500円				▶	
	所得割					▶	
市民税 (法人)	均等割			※H27.4.1以降に開始の事業年度より法人均等割の資本金等の額:「法人税法上の資本金等の額+無償増資等の額-無償減資等の額」と「資本金+資本準備金」のいずれか大きい方の額		▶	
	税割	H26.10.1以後開始する事業年度より 10.1%				▶	
固定資産税						▶	
軽自動車税			平成27年4月1日以降に新規登録車 軽自動車 ・三輪 3,900円 ・四輪乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円 ・四輪貨物 営業用 3,800円 自家用 5,000円	原動機付自転車 ・50cc以下 2,000円 ・50cc超90cc以下 2,000円 ・90cc超125cc以下 2,400円 ・ミニカー 3,700円 二輪小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 ・農耕作業用 2,400円 ・その他 5,900円 雪上車 3,600円 軽自動車 ・三輪 3,600円 ・三輪 直課 4,600円 軽課75%1,000円 軽課50%2,000円 軽課25%3,000円 ・四輪乗用 (営業用) 直課 8,200円 軽課75%1,800円 軽課50%3,500円 軽課25%5,200円 (自家用) 直課 12,900円 軽課75%2,700円 軽課50%5,400円 軽課25%8,100円 ・四輪貨物 (営業用) 直課 4,500円 軽課75%1,000円 軽課50%1,900円 軽課25%2,900円 (自家用) 直課 6,000円 軽課75%1,300円 軽課50%2,500円 軽課25%3,800円			▶
市たばこ税			▶	28.4月～ 旧3級品 2,925円/千本 上記以外品5,262円/千本	29.4月～ 旧3級品 3,355円/千本 上記以外品5,262円/千本	30.4月～ 旧3級品 4,000円/千本 30.10月～ 上記以外品5,692円/千本	
鉱産税						▶	
特別土地保有税						▶	
入湯税						▶	

年度 税目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民税 (個人)	均等割					
	所得割					
市民税 (法人)	均等割					
	税割	元.10.1以後開始する 事業年度より 6.4%				
固定資産税						
軽自動車税		軽自動車税が種別割へ名称変更 (元.10.1～) 環境性能割の創設(元.10.1～) 自家用乗用車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・平成32年度燃費基準+10%達成 非課税 ・平成32年度燃費基準 1% ・平成27年度燃費基準+10%達成 2% ・上記以外 2% 営業用乗用車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・平成32年度燃費基準+10%達成 非課税 ・平成32年度燃費基準 0.5% ・平成27年度燃費基準+10%達成 1% ・上記以外 2% 自家用貨物車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・平成27年度燃費基準+20%達成 非課税 ・平成27年度燃費基準+15%達成 1% ・平成27年度燃費基準+10%達成 2% ・上記以外 2% 営業用貨物車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・平成27年度燃費基準+20%達成 非課税 ・平成27年度燃費基準+15%達成 0.5% ・平成27年度燃費基準+10%達成 1% ・上記以外 2% 令和元年10月1日から令和2年9月30日ま での間に自家用乗用車を取得する場合、 税率1%が軽減		環境性能割(3.4.1～) 自家用乗用車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・令和12年度燃費基準75%達成 非課税 ・令和12年度燃費基準60%達成 1% ・令和12年度燃費基準55%達成 2% ・上記以外又は 令和2年度燃費基準未達成車 2% 営業用乗用車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・令和12年度燃費基準75%達成 非課税 ・令和12年度燃費基準60%達成 0.5% ・令和12年度燃費基準55%達成 1% ・上記以外又は 令和2年度燃費基準未達成車 2% 自家用貨物車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・平成27年度燃費基準+25%達成 非課税 ・平成27年度燃費基準+20%達成 1% ・平成27年度燃費基準+15%達成 2% ・上記以外 2% 営業用貨物車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・平成27年度燃費基準+25%達成 非課税 ・平成27年度燃費基準+20%達成 0.5% ・平成27年度燃費基準+15%達成 1% ・上記以外 2% 令和3年12月31日までの間に自家用乗用車 を取得する場合、税率1%が軽減	令和3年4月1日以降に新規登録車 (令和4年度より課税) 三輪以上の軽自動車を対象のグリーン化特 例(軽課)について、電気自動車等及び営業 用乗用車に対象が限定	「特定小型原動機付自転車」区分が新設 ・税率2,000円(令和6年度より課税) 環境性能割(6.1.1～) 自家用乗用車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・令和12年度燃費基準80%達成 非課税 ・令和12年度燃費基準70%達成 1% ・令和12年度燃費基準60%達成 2% ・上記以外 2% 営業用乗用車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・令和12年度燃費基準80%達成 非課税 ・令和12年度燃費基準70%達成 0.5% ・令和12年度燃費基準60%達成 1% ・上記以外 2% 自家用貨物車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・令和4年度燃費基準105%達成 非課税 ・令和4年度燃費基準達成 1% ・令和4年度燃費基準95%達成 2% ・上記以外 2% 営業用貨物車 非課税 ・電気自動車等 非課税 ・令和4年度燃費基準105%達成 非課税 ・令和4年度燃費基準達成 0.5% ・令和4年度燃費基準95%達成 1% ・上記以外 2%
市たばこ税		元.10月～ 旧3級品 5,692円/千本 上記以外品5,692円/千本	2.10月～ 旧3級品 6,122円/千本 上記以外品6,122円/千本	3.10月～ 旧3級品 6,552円/千本 上記以外品6,552円/千本		
鉱産税						
特別土地保有税						
入湯税						

年度		令和6年度
税目		
市民税 (個人)	均等割	復興特別税(500円)の 終了 3,000円
	所得割	
市民税 (法人)	均等割	
	税割	
固定資産税		
軽自動車税		
市たばこ税		
鉱産税		
特別土地保有税		
入湯税		